

崎交企（企）第202号  
平成29年9月20日

福 祉 保 健 部  
長 寿 社 会 課 長 様

長 崎 県 警 察 本 部  
交 通 部 交 通 企 画 課 長  
（ 公 印 省 略 ）

福祉施設送迎車両による交通事故防止への協力について（依頼）

高齢者に係る施策の推進に当たっては、平素から深い御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年9月12日、長崎市内において、リハビリ施設利用者が乗車した施設送迎車両が道路下に転落し、乗車していた6名中、高齢者1名が死亡したほか、5名が重軽傷を負う交通事故が発生しました。

福祉施設送迎車両に乗車していた施設利用者が死亡する交通事故については、県内では上記事故のほか、昨年7月（東彼杵郡東彼杵町）及び本年2月（対馬市）にも発生しており、福祉施設送迎車両による交通事故抑止が課題となっています。

長崎県警察では、高齢者を送迎している福祉施設事業者に対する交通安全教育等を実施しているところですが、これらの事業者の交通安全意識の更なる高揚を図るため、別添の事項について関係事業者に通知し、交通事故防止を呼び掛けていただくようお願いいたします。

【担当者】

長崎県警察本部

交通部交通企画課企画係（俵屋）

電 話 095-820-0110（内線5020）

F A X 095-829-0068

## 別添

9月12日、長崎市内においてリハビリ施設送迎車両が道路下に転落し、乗車していた施設利用の高齢者1人が死亡、他の乗員5人が負傷する交通事故が発生しました。

施設利用者の送迎に際しては、次のことに注意してください。

- ・ 僅かの衝撃でも重大事故につながりやすい高齢者を送迎していることを自覚して運転しましょう
- ・ 急ブレーキ、急発進、急ハンドルなど「急」の付く運転はしないようにしましょう
- ・ 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用させましょう
- ・ 体調が悪いときは、運転を控えましょう